

指定文化財等台帳（市指定文化財）

名称	せいまつ 制札	員数	1枚			
分類（種別）	民俗文化財（有形民俗文化財）	指定番号	有民2			
指定等年月日	昭和51年11月20日	時代	江戸時代			
構造・形式等	縦35.5cm、横54.5cm、宝永5年					
概要	<p>制札とは、特別な決まり事を板面に記して、民衆に周知させるための立て札である。この制札は宝永5年（1708）に立てられたもので、古館山の東西3町程（1町＝約109m）、南北6町程の範囲で草を刈ってはならない、要するに農民の採草、たきぎ採取などの山林利用を一切禁止するという禁止事項が書かれている。藩政期における南外地域の林業史を語る民俗資料として現存する貴重な史料である。</p>					
所在地	大仙市南外字川口本町 地内（南外地域）			標柱関連情報		
所有者	個人所有			標柱の有無	あり	なし
所有者の住所				材質	石柱	木柱
管理責任者					その他（ ）	
管理責任者の住所				建立者		
備考				建立年月日		
				※ 詳しくは標柱台帳を参照のこと		